

瀬戸内トラストニュース

第34号 2005年 5月

環瀬戸内海会議 編集・発行／編集委員会

大分県佐伯市大入島住民

埋め立て工事の強行を実力で阻止

第3種郵便物認可

2005年 1月 25日 享月

四

集



抗議の目 海をじっと

新聞記事（朝日新聞05.1.25付）

2003年11月18日に続き、2005年1月24日、大分県はまたもや大入島の埋立てを強行しようとした。大入島石間区の住民はこの間、工事の着工を阻止するために連日見張りを続けてきた。そしてこの日、石間区住民は工事の台船を漁船で取り囲み、台船の工事用ワイヤーに自らの手を結び付け、抗議の声を上げ、実力で工事を阻止した。

目 次

大入島の闘いから	1
佐伯市大入島埋立て反対運動の現場より	2
ストップ！内海ダム再開発事業	4
「瀬戸内法」改正へ運動を立て直そう	6
合併でうごめく？豊栄町産廃処分場問題	7
上関原発緊急事態	8
今年もやろう「瀬戸内海」諸の生物ウォッチング	10
生協 都市生活からのメッセージ	11
アースディかがわ in 豊島	
環瀬戸内海会議第16回総会のご案内	12

大分県佐伯市大入島埋立て反対運動の現場から

2.13 「磯草の権利を守る緊急市民集会」開かれる

1月24～26日、大分県は大入島住民の提訴した裁判が係争中にも関わらず、大入島埋立て工事を強行着工し、住民の命をかけ体を張った阻止行動に工事を阻まれた（表紙参照）。この闘いを受けて2月13日、大分市で「磯草の権利を守る緊急市民集会」が開催された。事前の周知も一週間足らずであったが、強行着工に対する住民の阻止行動が県民の関心を喚起し、140席の会場は満席。



集会では、2月28日の公有水面埋立免許取消請求住民訴訟の住民側証人・熊本一規氏（明治学院大学教授）が講演。熊本氏は、「磯草の権利」は漁業法の中でも、慣習上の権利として存在しており、昨年末の工事着工禁止仮処分申立の大分地裁決定は、漁業法に基く地先漁業権の認定、慣習上の権利の判断の誤りと主張した。「裁判官も司法試験には漁業権の問題は出ることがないから勉強していない」と皮肉をこめて。あらためて熊本氏の主張の論拠を私たちも整理しておきたい。

1) 漁業法の観点から

- ① 「磯草の権利」は海の入会権として、江戸時代からの慣行であり、明治時代の法で認められ、今日まで踏襲されている慣習上の権利である。漁村集落に属する地先漁業権であり、その構成員は集落に居住する関係地区住民である。
- ② 戦後の漁業法で漁業組合は漁業協同組合（漁協）になったが、漁業協同組合員外者の権

利の保護を規定している。漁協には加盟脱退の自由、合併の自由があるが、しかし漁業組合にはいずれもない。従って員外者＝漁協組合員以外の者の権利の保護を漁協に求めている。

2) 慣習上の権利の観点から

- 「磯草の権利」が入会権として成立の要件に、
 - ①特定の住民・団体の利益として成立しているか
 - ②長期、平穏に公然として継続しているか
 - ③地域社会に承認されているか

石間区の「磯草の権利」は、石間区住民が区会を構成し、地先の漁場を維持管理し継続してきたのであり、石間区住民はもとより大入島で承認され成立していると断言した。

石間区のとりわけ婦人たちの命をはった阻止行動は「当面中止」に追い込んだ。阻止行動は県民の関心を大きく喚起し、住民には追い風となっている。この緊急集会に先立ち1月末、大入島の闘いを支援する大分県在住の市民グループが、寒風の中二日間、計4時間の緊急街頭署名で約1700名の署名が寄せられた。工事強行着工に対し県民の怒りと不信を抱かせたことが明らかになった。



しかし、大分県は1・24阻止行動で工事着工を「当面中止」としているが、計画を撤回したわけではない。事実、05年度予算にも「工事準備金」を計上し3月県議会で可決された。緊迫した状況が続く。

3.20講演＆シンポ「暮らしの中の公共事業」

3月20日には佐伯市で、講演＆シンポ「暮らしの中の公共事業」（おおいたローパス主催）が開催された。講師は公共事業の実態に詳しい、法政大学教授・弁護士の五十嵐敬喜氏。氏は公共事業から市民事業への転換を訴えた。国家も転換せざるを得ない。その背景として、財政危機、環境破壊、政治腐敗がある。市民にとって何が必要なのか、地域にとって何が必要なのか、を軸に考えること。地域・市民の自立、価値観の転換＝公共事業から市民事業へ、新しい地域づくりが必要。公共事業法から市民事業法への転換を視野に、現行法制度で「中間法」として構造改革特区、自然再生推進法、景観法、地域再生法、使いようによつては使えると指摘した。

大入島の闘いは、全国の中でも一番がんばっている闘いのひとつ。裁判の行方に国交省はビビっている、強気なのは大分県、しかし東京ではマスメディアに全く報道されない。東京で報道されれば国会も動かざるを得ない。裁判での弁護団の理論闘争と地元民の「磯草の権利」を守ろうとする、命を懸けた闘いは両輪である。

シンポでは、なぜそこまで闘えるのか、地域づくりとか民主主義とかよりも、闘いを支えるもっと強いものがあるのでは、の議論になった。磯草の権利も民主主義も後から与えられた概念、磯草の権利の実態はずっと古くから島にあった。全国各地では失われたが、大入島では脈々と受け継がれてきた。近代法では不合理に見える慣習が、今も生きている。

その根は何なのか。五十嵐氏は「信仰」の存

在をあげた。徳田大入島弁護団長は、1月24～26日の地元民の闘いに全身を殴られた思いとし、ともに生きる地域をぶしに来た県への怒りと指摘した。地元の下川澄江さんは、「無の境地、鳥が巣を守るのに命を張る、勝手に体が動いた」と、当日を振り返った。少なくともあの闘いは大分県民の関心を大きく引き寄せたことは事実。五十嵐氏は、闘いの根っこを地域の歴史の中から解き明かすことが、訴訟を補強していくだろうと語った。なお、徳田弁護団長によれば、埋立て免許取消訴訟は夏にも地裁裁決が予想されるという。

翌日、五十嵐氏、岸野博史氏と三名で大入島に渡り、団結見張り小屋を表敬・激励し、佐伯の自然を守る会会長・清家サダ子さん宅を訪れ、ご子息の逝去にお悔やみをした。

その後、地元のおばあさんの案内で、地区で山腹に祀られている「子安大師」を見学、その上方の山の急斜面に何十体という、石造の「もやい」に安置されたお大師の石造があった。おばあさんの話では、四国88番札所詣でを成就した人がお礼の意をこめて建てたものと言う。清家さんたちの話では、宗旨は島のほとんどの家が、浄土真宗という。札所詣で成就のお礼にもやいを建てる、お大師信仰が共存という、一見不合理な慣習の中に、地域のバイタリティ、アイデンティティが潜んでいるかもと、氏は指摘した。

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇

下川澄江さん佐伯市議選立候補、惜しくも当選果たせず

4月17日、合併に伴う新佐伯市市会議員選挙に、大入島から佐伯自然を守る会事務局長・下川澄江さんが立候補、出馬決断からわずか一ヶ月余りという選挙戦を闘った。善戦むなしく得票794,361票、わずか27票足らず、惜しくも当選を果たせなかった。



下川澄江選挙事務所にて
(04.4.13)

大分地裁へ公正な裁決を求める署名にご協力を！

大入島住民が県を相手に訴えた公有水面埋立て免許取消訴訟はこの夏にも大分地裁での裁決が予想される。住民の磯草の権利を認め瀬戸内法を厳格に適用し公正な裁決を求めて、大分地裁へ全国から要望署名を届けたい。別紙署名「公正な裁決を求める要望書」にご協力下さい。

署名集約日：7月10日 署名送付先：環瀬戸内海会議事務局

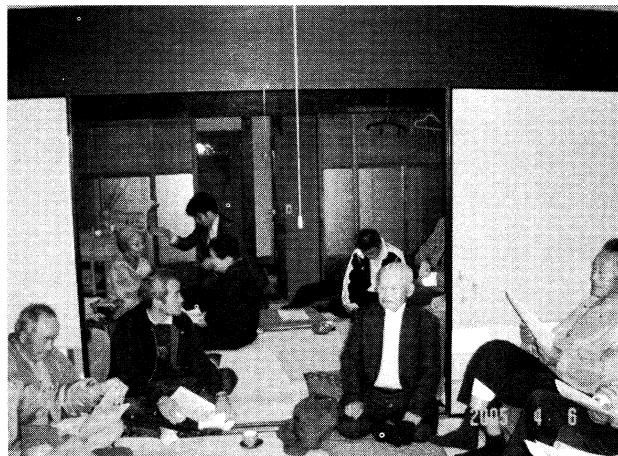
学ぶこと、つながることが大きな力に

ストップ！内海ダム再開発事業

香川県議会議員 渡辺 さと子

小豆島での勉強会に参加

4月6日夕刻、内海町でのダム問題学習会に参加するため、私は、高松港から小豆島に向かうフェリーに乗った。草壁港で、すでに到着していた水源開発問題全国連絡会の遠藤さん、環瀬戸の阿部さん、松本さん、石井県議と合流して、学習会場の地元住民の方のお家へ。そこには、立木トラスト運動でお世話になつたり、ダム問題で何度も県庁に交渉に来てくださったりしている、おなじみの顔がそろっていた。



知識が力に

遠藤さんは、まず、基本高水や堤防の高さなどのデータのグラフを解説してくださった。素人にはちょっと読み取りにくいグラフだが、阿部さんの絶妙な合いの手のおかげで、誰もが、素朴な疑問点を遠慮なくたずねられる雰囲気に。夕方まで別当川の現状をずっと見て回ってくださっていた遠藤さんの解説は、とてもていねいでわかりやすく、ダム問題を議論するための基礎知識を改めてしっかりと確認できた。また、住民の方たちが心配しておられた土地収用法に関する考え方や、「立木トラスト」の有効性、法的根拠についても、ダムをめぐる各地での闘いから得た経験に裏付けられた解説をしてくださいました。

みんなで考えよう

さらに、災害を防ぐためにダムが必要だと信じ込んでいる賛成派の住民たちにも、巨大内海ダムでは洪水も、当然ながら高潮被害も防ぐことはできない、ということをわかりやすく説明していく必要があるということを話し合った。そして、ダムに変わる対案をみんなでいっしょに考えよう、というアプローチが重要だということを確認しあつた。

一つにまとまって

その日の学習会の最大の収穫は、「寒霞渓の自然を守る連合会」が立ち上がったことだ。これまで、内海ダムをめぐって活動しているいくつかの団体がそれぞれに情報発信することで、マスコミや外部からは、かえって問題点がわかりにくくなったりがちだったという指摘があったが、それらを一本化して「寒霞渓の自然を守る連合会」として活動していくことになったのだ。そして、県へのアクションは毎回、ポイントをしぼることでよりインパクトのあるものにし、この問題を県民に広く投げかけていくことになった。

色々な立場から迫る

翌日の県への申し入れでは、遠藤さんが必要なデータが示されていないことを指摘して河道流下能力のデータを求めるなど、専門的な立場で理論的に迫り、一方で、高齢の住民が、こみ上げる思いに声を詰まらせながら、地元でのさまざまな圧力に悩み苦しみ、それでもやはり寒霞渓を守るために声を上げ続ける覚悟を語った。また、「そもそもその発端は、現内海ダムの改修のはずだったのに」という当時の町議会議長からの貴重な発言もあり、色々な人が集まって、色々な立場から問題を指摘することの強みを実感した。



県は「公開討論はしない」と

県への申し入れの内容は、1) 内海ダム再開発事業の必要性や代案、別当川の治水のあり方についての公開討論会の開催。2) その協議・検討に必要な情報の公開 の2点にしぼった。

行政の説明責任ということを考えれば、この2点を拒否する理由はいくらなんでもないだろう、と思うのだが、2週間後の4月21日に県から届いた答えは、なんと「すでに何度も説明会をしているので、公開討論をする必要はない」というもの。

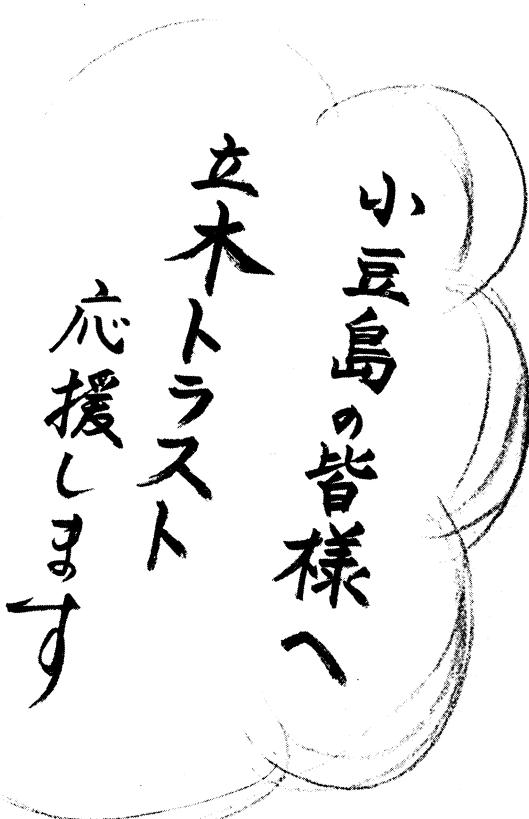
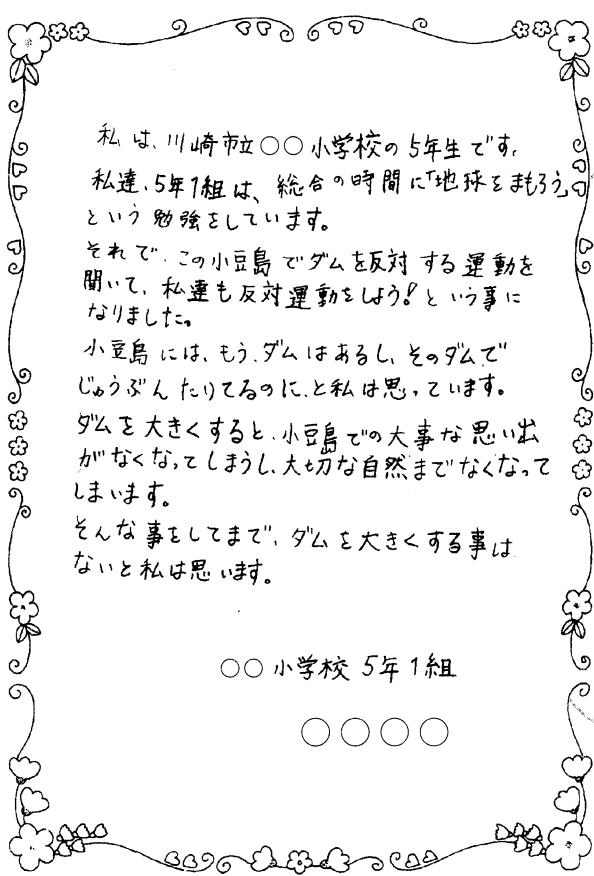
具体的な情報はまだ出てこず

情報の公開についても、具体的に、再開発後のダムの水位と貯水量の関係式や県作成の計画高水位、計画堤防高、計画河床高を記入した縦断面図、51年災害の際の流入量、放流量の観測記録などの公開を求めていたが、県が当然計画策定のもとにしたはずのデータであるにもかかわらず、当事者である住民への具体的な答えはなく、「情報はこれまで出してきている。正式な請求があれば公表できる範囲で情報を提供する」というものだった。

学び、手をつなぐことでダムをストップ

「寒霞渓の自然を守る連合会」は、こうした県の姿勢のおかしさを広く県民に訴えるための街頭アピールを計画している。

私たち議員もしっかりと勉強し、議会の中で発言を続けたい。全国の運動から学び、専門家の知恵も借り、そして、仲間同士手をつなぐことで、巨大ダム計画を止め、瀬戸内海国立公園・寒霞渓を守る大きな力が發揮できる信じて。



「瀬戸内法」改正へ運動を立て直そう

青木敬介

2003年6月、播磨・新舞子での第14回総会において「脱埋立て宣言」を採択・公表してから丸2年が経過する。同時に取り組みを始めた「瀬戸内法」改正国際署名の運動も・・・。

多くの瀬戸内沿岸住民の願いを結集して、1973年に制定させた「瀬戸内海環境保全法」が当時の建設省・運輸省などによって欠陥だらけにされたことは万人周知の事実。法制定後30年以上経っても、その目指した水質(COD)の改善は達成されず(大阪湾・播磨灘は悪化している!)、海面埋立ては歯止めがかかるどころか、むしろ埋立て面積は法制定後に大きく増加している。ちなみに、1975年～2000年の沿岸各府県の埋立て面積をトータルすると、20,000haを超えており、これは、法制定前の埋立て面積19,000haを大きく上回る。これが埋立ての実態である。しかも、1990年以降の埋立てには、程度の差こそあれほとんどの全ての現場で産業廃棄物が投入されている。言わば、産廃の捨て場として埋立て工事が計画されているのである。

いうまでもなく、海面埋立ては自然の干潟や渚、浅い海をぶつ壊して進められる。つまり干潟や浅海に住んでいる無数の生物種を「みな殺し」にしてきた。干潟・浅海の生物といえば、泥中のバクテリアであり、各種プランクトンであり、小石の下のゴカイやイトミミズたち、砂中の穴のカニや貝類、浅海に森をつくるアジ藻類と、その中で育つエビや小魚たち、そしてこれらを食べに来る大型の魚や鳥たちであり、まさに無数の生物がそこに棲んで、人間が垂れ流す汚染物質を分解し吸収し、きれいな海を守ってくれているのである。周囲をコンクリートで固めた埋立ては、それらの生物たちによる浄化力と資源の生産力を抹殺し、はるか沖合にまで海域を汚れ放題にする。そしてすでに瀬戸内の生物相の貧化、漁業資源の大幅な減少が各地で報告されている。

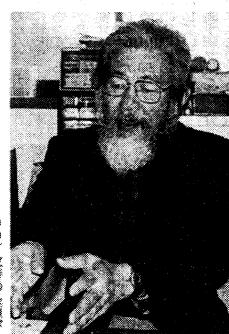
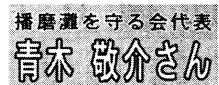
このような海の破壊に歯止めをかけ、逆に壊してきた環境の回復を図る条文を盛り込んだ、本当に実効がある「瀬戸内法」を、沿岸住民の手で創ろうというのがこの法改正運動の原点であったはずである。

ところが、そのための国際署名活動が停滞し、2年もかかって10万筆にも満たないのは何故か。今一度運動のあり方を見直し、さらに強力な署名活動を始めようではないか。来る第16回総会でもその点を徹底して論議しよう。また、呼びかけ

人の方々が一堂に会した「円卓会議」（秋以降予定）でも、その気運を盛り上げてほしい。「脱埋立て宣言」にいう「脱埋立ては大量生産・大量消費・大量廃棄の社会からの脱却への一歩であり、持続可能な社会、地域の循環型社会形成への行動の指針」という方向性を、改めて肝に銘じて運動を再構築しよう。（2005. 4. 23）

(三級) 平成 17 年(2005 年) 4 月 5 日 佐藤昌

平成17年(2005年)4月5日 火曜日



あおき・けいすけ 「播磨灘を守る会」代表。昭和7年生まれ。浄土真宗「延命寺」前住職。御津町岩見の白宅橋の岩見保育所の理事務を務める。播磨灘を守る会の代表として、海の水質、海底の泥の調査を定期的に実行し、海の環境破壊を阻止しようと活動。播磨灘の観察経験などを掲載した「播磨灘通信」を、年数回発行している。保育所に通う子供たちと遊ぶことが、「活力の源になる」という。

きれいな海取り戻そう

汚す元凶 埋め立て禁止を

除しておいたいのを海を守る。そりやつて、勝手に海を汚す。
ところへ、トドケリトによる理めで立てば、それらの生物に環境と健康的な生活を願う立てば、その生物の生産による能力と資源の生産力を「ふる壊し」、海を汚す。
昭和二十年以後の経済動向をしかねない。
成長目標がくらんだ日本政府はこの「手始め」を海の生産力の淨化力へと産力をまつた、「無視視」して、内海だけは三方に亘る内海を守るために、海を埋め立てて宣言を実行した。これが以上で、鷹揚堅毅、広島鳥海の大なかつた「海岸全法」の改訂に向かいつづける。しかも、そのて、著名活動家を呼びだして、内海が使うだらけにならぬ放縱せている。
理めで之所の西禁止、東は、あわかれる産業廃棄物の捨て場にされてしまう。そして、海を守るための理め立てで、海を守る方法を考へて地図上で浮舟五六隻がなるも、あいまいな名目付けて埋め立て工事を始めてしまう。

新聞記事（産経新聞05.4.5付）

合併でうごめく？ 豊栄町産廃処分場問題 オオサンショウウオの棲む源流を守ろう！ 太田川・三篠川下流から産廃処分場反対の声を！

豊栄町産業廃棄物処理場反対別府地区住民の会 出井 正

1998年（平成10年）春頃から、すでに2ヶ所の産業廃棄物処分場が操業しており、さらに3番目の企業の山林買収の動きが始まりました。

このように小地域に多くの処分場が設置されることは、将来、環境破壊はもちろんのこと、人体への悪影響が懸念されることから、反対住民の会を結成し、反対署名も三回実施し、県及び関係機関へ抗議、反対要望の申入れを行ってきました。また、環瀬戸内海会議のご支援ご協力により、1999年（平成11年）9月より処分場計画予定地内に8ヶ所の立木トラストを実施し、一部山林の共同購入・共有登記をするなど、反対運動を展開してまいりました。



▲オオサンショウウオの棲む源流域

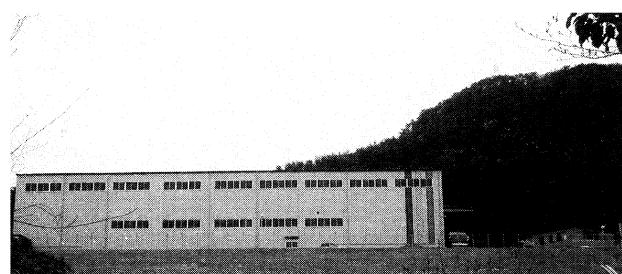
ところで、自然豊かな豊栄町は、広島県の中央に位置し広島市・三原市・三次市の流域の分水嶺の町です。今、産廃処分場として狙われている地は、そのほとんどが太田川の支流・三篠川の流域に属しています。この流域には、国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオやカジカ等も棲息しており、珍しい植物も多く繁茂している、文字通り水源の森です。



▲小さな滝もある源流域

豊栄町民は、飲料水・生活用水を全て地下水に頼っているため、2003年（平成15年）1月1日より豊栄町水源保護条例が施行され、一応環境への規制がされるものと期待しておりました。

しかし同年3月、産廃業者は埋立てによる産廃最終処分場計画を中止し、産廃の中間処理事業を行う「リサイクルセンター」設置に計画を変更してきました。県の説明によれば、1ヘクタール未満の産廃処理場の設置は県の許可を要しないとのことです。



▲04年6月より操業する産廃中間処理施設

このため、リサイクルセンターを操業するに当たり、2004年（平成16年）5月27

日付で業者と地域住民代表の間で、「産業廃棄物中間処理施設操業に関する協定書」を締結しました。現在、リサイクルセンターは、多方面から多量の廃棄物を搬入し、国の補助金で造られた林道は廃棄物搬入の大型車両の出入りのため、地域住民が山の手入れや秋のキノコ狩りにも支障を生じている現状です。

ところが、平成の大合併により、2005年（平成17年）2月7日付で豊栄町も周辺4町とともに、東広島市に編入合併となりました。新しい市政の施行にともない、従来の豊栄町独自の水源環境保護条例は廃止と

なり、今後業者から計画を変更して再び埋立てによる産廃最終処分場が企てられるのではないかと危惧しているところです。

今後、この産廃処分場計画の画策を止めるために、一人豊栄町だけの問題としてではなく、流域下流に位置し影響のある広島市周辺住民と連携して、命と暮らしの水を守り、ひいては瀬戸内海の環境浄化のため、自然を守る運動の輪を広げてまいりたいと痛感しています。今後ともご支援ご協力のほどお願いします。

上関原発緊急事態 中電が詳細調査強行！！

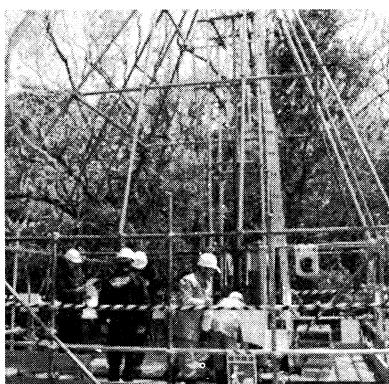
★ 不意打ちの調査強行

中国電力が4月13日、詳細調査を強行しました。

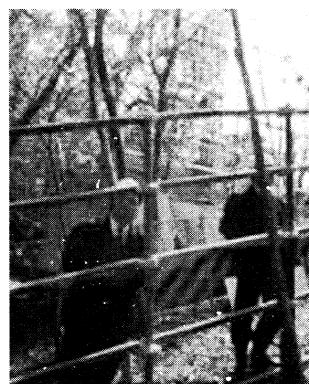
同日、7時30分、詳細調査開始の1報を受け、高島が駆けつけました。調査地点は、原子炉設置予定地から東200メートルの陸地で、約30m四方にフェンスを張り、内部で前夜から警備員約四十人が警戒に当たるという物々しさで、県にも、当日6時30分に電話報告（中電発表；現実にはあり得ない話？！）という不意打でした。

★ 警官に守られ調査

祝島など反対派100人の抗議を無視し、11時30分、掘削機が始動。送水管が通じていない中で、掘削できるわけもなく、30分で1日目の作業は終了。まさに「調査開始」というアリバイ作りのセレモニーでした。反対派はバリケードで包囲し、睨み合いましたが、16時、警察官数十人が私達を取り囲み、ごぼう抜きにしました。私は最後の3人の1人でしたが、悔しくて悔しくて涙が止まりませんでした。警備員までも警察に守られての退去でした。



安全祈願でお神酒をかける中電



前日から張り込む警備員



反対派のバリケード

★ 無残な樹木伐採

調査地点は標高約100メートルで、周囲50m四方の樹木が切り払われ、貯水プール敷地用に

も、伐採が進められており、素晴らしい照葉樹林が無残な姿をさらしています。海面下100メートルまで掘り進めるため、ボーリング終了には二、三ヶ月はかかるようですが、原子炉の予定地から北側の海岸に設ける取水口付近でもボーリング調査の準備が進んでおり、予断を許しません。



拡張されたブル用の路



伐採のための立ち入り禁止枠

★ あきらめず、したたかに

予定地西側の海岸にある田ノ浦遺跡内の約1650平方メートルで、3月上旬までの試掘で縄文時代の土器片などが発見され、発掘調査が必要な区画があり、調査の遅れも予想されるなど、私たちにとって、有利な条件もあります。今後、様々な抵抗を展開します。中電の動向をにらみながらの緊急行動になります。戦術が決まり次第、お知らせします。遠方の方は、中電に抗議電&FAXを集中してください。

また、5月4日～5日には、大掛かりな春季調査を行います。長島の自然環境・生態系の貴重さを科学的に解明し、闘う武器にすることこそ、私たちの歴史的使命だと考えるからです。是非、多くの方に、現地にお出で頂き、目で、耳で、長島の自然の素晴らしさと、そのおかれている危機を感じ取って頂きたいと思います。そして、詳細調査阻止行動と共に、立ち上がって頂くことを、お願いします。

抗議電&FAX送付先

〒730-8701

広島県広島市中区小町4-33 中国電力本社

TEL: 082(241)0211

FAX: 082(523)6185

守る会連絡先

高島美登里 携帯 Tel 090(9464)6353
Fax 0835(23)1891
E-mail midori.t@crocus.ocn.ne.jp

森田修 Tel 0820(47)2120
Fax 0820(47)2120
E-mail heigun-100-m@violin.ocn.ne.jp



2005年海岸生物調査のお願い

今年もやろう「瀬戸内海」渚の生物ウォッチング

生物調査担当 小西良平

皆さん今年も生物調査の時期がきました。昨年は台風が連続して襲来したことで生物調査に影響し、調査地点が一作年の116カ所から85カ所に減ってしまいました。同じ地点で継続して調査することが重要で、海岸生物の経年変化とその海岸・渚の環境変化を観ることができます。

昨年調査地点に加えて各地での調査（特に和歌山、大阪、大分、徳島）に御協力お願いします。

調査地点数

	和歌山	大阪	兵庫	岡山	広島	山口	福岡	大分	愛媛	香川	徳島	合計
2002年	0	0	4	5	7	2	1	4	8	5	0	36
2003年	2	2	9	11	33	5	3	2	25	22	2	116
2004年	0	1	9	14	10	4	5	1	20	21	0	85

今年の予定（現時点で決定しているもの）

- ①. 4月23日 岡山備前海域での春の調査（写真は昨日実施した時のようにです）

昨年につづき子供エコクラブ（アースキッズIRI）のメンバーが参加。



- ②. 5月8日 香川県豊島の北海岸でアースディの

企画として北海岸（産廃の不法投棄で有名な）で干潟の観察会をします。

- ③. 5月21日 兵庫県西宮御前浜と大阪府泉佐野市錦の浜の二カ所で生物調査予定です。

（都市生活生協のSコープ大阪の協力で実施します）

各地での生物調査のお願い

5月から9月の調査可能日時を右表に示しますので、実施お願いします。

調査方法など解らない場合は連絡してもらえば環瀬戸の生物調査メンバーが指導に行きます。皆さん海岸生物の調査は潮の関係で実施できる日時が限られますので早めに計画して実施をお願いします。

			大阪・神戸	岡山・高松	今治・竹原	松山・山口	大分・福岡
5月	7,8日	土,日	13時	◎	16時	◎	15時 ◎ 14時 ◎
	21,22日	土,日	12時	◎	15時	○	14時 ○ 13時 ◎
	28,29日	土,日	17時	◎			17時 ◎
6月	4,5日	土,日	12時	○	15時	○	14時 ◎ 13時 ◎
	18,19日	土,日			15時	○	14時 △ 12時 △ 12時 ○
	25,26日	土,日	15時	◎		19時 △	17時 ○ 17時 ◎
7月	9,10日	土,日	15時	◎	17時	○	18時 △ 13時 △ 16時 ◎
	23,24日	土,日	14時	◎	18時	○	18時 ○ 16時 ○ 16時 ○
8月	6,7日	土,日	14時	◎	18時	○	18時 ○ 16時 ○ 15時 ○
	20,21日	土,日	14時	◎	17時	○	17時 ○ 16時 ○ 15時 ○
	3,4日	土,日	13時	○	17時	○	17時 ○ 15時 ○ 14時 ○
9月	17,18日	土,日	14時	◎	17時	△	16時 △ 15時 ○ 14時 ○

各地の調査可能日時（◎：最適、○：適している、△：何とか可能）

生協 都市生活からのメッセージ

都市生活者が運動現地にかかわる回路としての環瀬戸内海会議

生活協同組合都市生活専務理事 角田 学

生協都市生活と環瀬戸内海会議とのかかわり

もともとは、私たちの生協でアベージュの無蛍光タオル製品を供給していたご縁でした。阿部さんが愛媛で市民・女性・母親の視点から様々な運動をされていることは承知しておりましたが、直接には、環瀬戸内海会議の提起された立木トラストの運動に共感し、参加した時からになります。

1991年9月に、環境にかかわる組合員活動（当時は「石けん運動」が中心でした）として、「ミニ・シャボン玉トーク里山との連帯—トラスト運動に参加しよう！」を企画開催しました。当時、私たちの地元兵庫県は日本1ゴルフ場の多い県であり、次々にすすめられるゴルフ場・リゾート開発の波の中で、都市の住民として何か出来ることはないだろうかと考えていたところでした。私たち生協都市生活は、「都市生活者の立場で、食や環境の安心安全を、自らの暮らしのあり方を見直すことから考える」と設立趣意書にうたっています。そうした私たちにとって、環瀬戸内海会議の提唱した「立木トラスト」は、まさに、直接的に都市生活者が運動現地に参加できる手だてとなりました。

「食」や「環境」の安心安全を求めて生協に加入した多くの組合員にとって、自らの暮らしと瀬

戸内各地で起こっている「乱開発」とをつなぐためには、こうした回路・仕組みが必要でした。

以降毎年、組合員個々がオーナーになる形と全体で集まつたカンパを「都市生活の木」として生協都市生活がオーナーになる形とで取り組んできています。延べにすれば優に3000人以上の組合員が参加したことになります。

都市生活者をまき込んでいく

環瀬戸内海会議の活動は、各地の運動を担う人たちに、瀬戸内という地域空間を共有する住民全体の問題としてとらえる視点を与え、勇気づけ、力になってきました。そこに、さらに運動を直接担っている人たちだけではなく、関心はもちろんがらも関係のもちようを探している都市生活者をその中につないでいく、そこら辺りに私たち生協都市生活の役割があるのではないかと考えています。皆さん、今後ともよろしくお願ひします。

昨年の高松総会で理事長の真田が幹事として参加させていただきました。

その後、事情があつて生協を離れましたので、役員会には角田が出させていただきます。



広島県豊栄町産廃反対立木トラスト
(03.11.16)

生活協同組合都市生活 概要 2005.3.31.

<代表者> 副理事長 林 佳子

<設立> 1986年12月1日

<本部所在> 西宮市山口町上山口字上芦原78-2

TEL.078-904-3260 FAX.078-904-3382

URL <http://www.toshiseikatsu.net/coop/>

<組合員数> 11,131名 (2005.2月末)

<事業区域> 15市6町
尼崎市・伊丹市・川西市・宝塚市・西宮市・芦屋市・
神戸市・三木市・三田市・明石市・加古川市・姫路市・
篠山市・西脇市・高砂市・滝野町・猪名川町・播磨町・
稻美町・吉川町・東条町

<活動概要>

「食」「環境」「福祉」、いずれも私たちの暮らしのあり方が問いかれます。

都市に住む生活者の立場から、私たちの地域の問題に主体的に、真剣に取り組む生協です。

生産者とのつながり、石けんを切り口とした環境への関わり、そして震災以来の地域復興・生活応援の活動も地域福祉の分野へと広がっています。

エリア内を9つの支部に分けて、組合員の自律的で民主的な運営組織によって、元気に活動が展開されています。

アースディカガワ in 豊島

とき：2005年5月8日（日）10：00～15：30

ところ：豊島こころの資料館 他

参加費：おとな1000円（幼児・小中高校生・大学生は無料）

主催：アースディカガワ in 豊島実行委員会

お問合せ先：豊島は私たちの問題ネットワーク事務局

Tel./Fax 087-832-5188

E-mail : t-net@poem.ocn.ne.jp

スケジュール

午前の部：産廃現場見学、歩こう豊島、展示コーナー

午後の部：体感できる海の恵み、海浜清掃、干潟観察、全体集会、産直市、健康相談コーナー

豊島産廃現場・北海岸の藻場干潟を見に行こう！

環瀬戸内海会議第16回総会のご案内

テーマ：「瀬戸内海 いま むかし ~脱埋立てへ」

日 時：2005年7月2日（土）～3日（日）

受付 7月2日13時より 開会 13：30

会 場：神戸市

日 程：7月2日（土）

13：30～ 記念集会

現地報告 大分県大入島 山口県上関 香川県小豆島 広島県豊栄

基調講演 「瀬戸内海 いま むかし」

講師 川村晃生慶應大学文学部教授

17：30～ 懇親会

7月3日（日）

9：00～ 第16回総会（12：00まで）

13：00～ オプションイベント

1. 大阪湾エコクルージング

2. 野田三千代海藻おしば教室

総会・記念集会参加費 1000円

宿泊費・懇親会費・オプションイベントなどは、別途

環瀬戸内海会議にご入会ください

年会費 個人1口2,000円 団体1口5,000円です。

会員の方の会費納入も、早急にお願いします。

瀬戸内トラストニュース 第34号 2005年 5月 3日発行／発行責任者 前田俊英

環瀬戸内海会議 代表 阿部悦子（Tel 089-915-0619） 事務局長 松本宣崇

事務局：〒700-0973 岡山市下中野318-114 松本宣崇方

TEL&FAX 086-243-2927

郵便振替口座 01600-5-44750 加入者 環瀬戸内海会議

URL <http://www.tiki.ne.jp/~rkshizutani/> メールアドレス kanseto@mx36.tiki.ne.jp